

岩議発第1136号
令和3年3月30日

岩倉市長 久保田 桂朗 様

岩倉市議会議長 梅 村 均

総務・産業建設常任委員会政策提言について

このことについて、各常任委員会は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）第21条第1項の規定に基づき、各常任委員会の所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行っています。

今年度、総務・産業建設常任委員会は、放置自転車対策事業について、課題の検討を行ってきました。これまでの議論を踏まえ、別紙のとおり政策提言いたしますので、ご検討いただきますよう、要望いたします。

事業名：放置自転車対策事業

【課題】

岩倉市では、駅周辺の交通の円滑化を図り、都市の美観を守ることを目的として、平成7年4月1日に「岩倉市自転車等の放置の防止に関する条例」が施行された。

現在、本条例により、放置禁止区域を定め、自転車などを禁止区域内に放置しないように注意及び指導を行っており、一定の成果も認められるところである。

しかし、近年、自転車等駐車場間の設置場所による自転車台数の過度な偏り及び自転車等駐車場の放置自転車等の問題が改めて指摘され、課題となっている。

よって、かかる観点から、市民の良好な生活環境の確保を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、一般利用者の利便性向上、自転車等駐車場間の設置場所による自転車台数の偏りの解消及び自転車等駐車場の自転車等の放置の防止に向けた取組が求められている。

【考察】

- ・ 「岩倉市自転車等の放置の防止に関する条例」の施行後、放置自転車の撤去等により、本条例施行前と比較した場合には、事態は改善されている。

- ・ よって、執行機関側のこれまでの取組は一定評価できる。

- ・ ただ、依然として、市民からの指摘、要望等があり、下記の諸点が「考察」としてなお挙げられる。

- ・ 駅から近いなど利便性の高い自転車等駐車場への過度な利用の集中は、駅周辺の交通の混雑、危険性の増大、及び放置自転車の発生の要因の一つとなっている。

- ・ 利用者からも、自転車等駐車場の混雑改善が求められている。

- ・ 放置自転車の削減や自転車利用者の利便性向上に向け、自転車等駐車場間の利用の偏りを解消するなど、既存施設を最大限に活用する必要がある。

- ・ 現在、放置自転車等の撤去に要した費用として、自転車1台当たり1,000円を利用者等から徴収しているが、「(自転車の放置を思い止まらせるためには、)金額が低すぎる」との意見が出された。

また、自転車放置の抑止という観点からは、「徴収金額が低すぎても高すぎても抑止効果が失われる(低下する)」との指摘もあった。

- ・ なお、放置自転車対策等で先進的な取組が注目される名古屋市においては、

自転車等を返還するときに、撤去し保管する手数料を徴収することとしており、手数料として、1台当たり、

自 転 車 : 3,500 円

原動機付自転車 : 5,000 円

を徴収している。

- ・ 自転車等駐車場に対する利用者の要望は様々で、地域、駅又は自転車等駐車場により異なっており、自転車等駐車場の利用を促進するためには、利用者からの要望への対応や、利用動向などに応じて機動的に人員を配置するなど、柔軟で迅速な対応が必要である。

- ・ 自転車等駐車場内の整理作業に従事する人員や放置自転車等の撤去作業に従事する人員については、「人員を増やすのは、そもそもコストをかけ過ぎと感じる放置自転車対策事業に逆行する考えではないか」との意見も出されたことをふまえ、より効率的、効果的な対策が必要だと認識された。

- ・ 放置自転車等に関しては、利用者のマナーやモラルの向上も求められている。

- ・ 自転車等駐車場の利用が自転車利用者等に限定されることから、今後、増大が予想される自転車等駐車場の補修費、建設費又は運営費を全て税金で賄うことは、バスなど他の交通機関の利用者との負担の公平性の観点から課題がある、との指摘もある。

【提言】

上記の課題、考察等から次の事項を提言する。

① 自転車等駐車場内のサイクルスタンド設置やライン表示などにより、自転車の置き方及び台数等について適切に誘導する施策を検討すること。

② 放置自転車等の撤去に要した費用として

現在、(1) 自転車 1,000 円

(2) 原動機付自転車 1,500 円

を利用者等から徴収しているが、近隣市町の現状にも配慮しつつ、金額の値上げも含めて適正な徴収金額を検討すること。

③ 自転車等駐車場内の整理作業に従事するシルバー人材センターの人員及び放置自転車等の撤去作業に従事する会計年度任用職員の人員の適正人数について検討すること。

なお、自転車等駐車場内のサイクルスタンド設置やライン表示などを実施した場合、作業に従事する人員の人数の適正化及び削減の可否についても併せて

検討すること。

- ④ 利用者のマナーやモラルの向上のための対策を検討すること
- ⑤ その他、自転車等駐車場内における放置自転車に対する適切な対策について検討すること。

以上